

告発ポリシー

バージョン1.0
発行日: 2021年7月12日 発行者:
キャタレント法務コンプライアンス部

1. 適用範囲

本ポリシーは、現職の従業員、従業員OB、求職者、顧客、請負者、サプライヤーなど、キャタレントと「仕事上」の関係がある誰もが、社内だけでなく、顧客、サプライヤー、またはサービスプロバイダーの行動で見掛けた不正行為をすすんで告発できる、安全で信頼できる環境醸成に対するキャタレントの取り組みに着手することを目的としています。そのような不正行為があると思われた場合は、不正行為の報告、調査、そして是正のために本ポリシーに定められたチャンネルの1つを利用して、ぜひ報告してください。ただし、本ポリシーで定めたいかなる内容も、どのような不正行為の報告や情報の提供も、それを妨げるものではなく、さらに、適用法に定められた内容に沿って、あるいはそれに関連して、規制機関による、規制機関の機能や義務の遂行を支援することを妨げるものではありません。

2. 本ポリシーの責任者

ポリシーの管理担当者	コンプライアンスおよび訴訟担当アシスタントゼネラルカOUNシル
ポリシー承認担当者	SVP、ゼネラルカOUNシル兼最高コンプライアンス責任者SVP、最高人事責任者 VP、内部監査担当 SVP、品質および規制関連担当
ポリシーの履行	コンプライアンス、訴訟担当アシスタントゼネラルカOUNシル

3. ポリシーの概要

キャタレントは、公正さとインテグリティのもとで、法律、当社の価値、そしてお互いを尊重した事業の遂行に取り組んでいます。しかしながら、そのような取り組みと大多数の従業員の最善の努力にもかかわらず、人によってはいつか、法律、適用される規制基準、当社の業務遂行基準、またはその他のポリシーに違反しているように思われる行動をする可能性があります。そうした行動を目撃した人や、そのような行動の疑いを持った人は誰でも、その行動を積極的に告発してください。そうすればキャタレントが問題に対処する機会が得られるからです。予想される不正行為に対して沈黙を守っても、状況が悪化し、組織内の信頼を低下させるだけです。

キャタレントは、誠意を持って疑わしい不正行為を見つけて告発する従業員の気持ちを大事にしたいと思っています。キャタレントでは、告発という行為を奨励しており、告発する従業員の立場を保護します。不正行為の疑いがあると誠意を持って懸念を表明しても、回りから報復を受けることは一切ありません。告発という行為は、キャタレントのミッション、ビジョン、その価値に反映された文化、すなわちキャタレントの評判と成功、そして現在も将来も事業を継続する能力に反映される文化にとって不可欠なものです。

不正行為が予想される場合は、できるだけ速やかに報告してください。不正行為の懸念を迅速に告発していただければ、キャタレントはその事実がまだ新しいうちに調査することができ、関連するリスクを速やかな軽減や排除が可能になるのです。

3.1 目標

キャタレントの従業員によって不正行為の可能性を早期に発見して報告していただければ、会社は速やかに是正措置を講じることができます。キャタレントの従業員は、キャタレントという会社、その従業員、そしてキャタレントの仕事を信頼してくださる顧客や株主、そして最終的には私たちの仕事に信頼を寄せていただいている患者の皆様にも悪影響を及ぼす恐れのある行動に対抗できる最前線の、最善の防御線です。告発ポリシーを有効に活かせるかどうかは、すべての従業員の皆様による以下のふるまいに反映される信頼とインテグリティの文化をキャタレントで維持できるか否かにかかっています。

- a) 不正行為の懸念が真剣に受け止められ、その懸念に対して適切な措置が講じられることをすべての従業員が理解しており、予想される不正行為をできるだけ早く報告することが奨励されている。

- b) 不正行為が予想される場合は、その報告に利用できるチャンネルを知っている。
- c) キャタレントでは、プロセスが可能な限り秘密裏に扱われ、あらゆる種類の迫害、報復、懲罰、または不利益な扱いが許されないことを理解し、信じている。

3.2 責任の範囲

時宜を逸さず不正行為の懸念を告発するのは、現職のすべての役員、取締役、従業員、アソシエイト、および臨時従業員の責任です。キャタレントの顧客、サプライヤー、請負業者、代理店、販売業者など、キャタレントと、現在、または過去に取引関係にある関係者からの告発も求めています。

不正行為の報告を受けたすべての従業員には、その懸念または申し立てを慎重に扱い、懸念を告発した個人を尊重していただきます。マネージャーには、キャタレントの上申基準に従って懸念を上申していただきます([キャタレントの上申基準](#)を参照)。

3.3 ポリシーの内容

告発義務の対象になるのはどのような行為ですか？

犯罪行為(詐欺、盗難、贈収賄、キックバック、インサイダー取引など)	会社リソースの不適切な使用
品質と規制上の懸念	キャタレントの業務行動基準の違反
差別または嫌がらせ	データ整合性の違反
利益の衝突	環境、健康、安全の問題
キャタレントポリシーの違反	キャタレントの評判、またはキャタレントのサイトや従業員の評判を損なう可能性が高い行動
予想される不正行為を報告したことに対する報復または懲罰	人権侵害

このポリシーの対象にならない行動や状況は何ですか？

- 生命または財産への差し迫った脅威を示す事象の通報。緊急援助が必要な場合は、ただちに現地の「キャタレントセキュリティ」チームまたは救急、消防当局に連絡してください。
- 個人の雇用条件に関する不平、苦情。
- 個人的論争の解決。
- 知り得た、または合理的に疑いが持たれる告発内容が、虚偽であったか、誤解を招く内容であった。このような行為は懲戒処分につながるおそれがあります。

不正行為が現在発生しているか、発生する可能性があると思われる場合は、報告してください。そのためのさまざまな方法を以下の項で説明します。対象になった行動がこのポリシーで取り上げる内容かどうかわからない場合は、上司または法務コンプライアンス部に相談してください。

告発することにはどういう意味がありますか？

法律、適用される規制基準、当社の業務遂行基準、またはその他のポリシーに違反しているような行動を見た人やそのような疑いを持った人には、キャタレントによる迅速な調査、問題の円滑な対処、関連するリスクの迅速な軽減や排除の機会が得られるよう、そのような予想される不正行為をできるだけ速やかに告発することが奨励され、また期待されています。

不正行為を知り得た場合や、不正行為の疑いを持った場合や、入手した事実内容とともに告発してください。キャタレントとしては、皆さんがすべての疑問に対して答えられるとは思っていません。告発したあなたに違反発生の証明が求められることはありません。あなた自身が問題を調査する必要はなく、そうすべきでもありません。キャタレントが求めているのは、会社側でその懸念の理由があるかどうかを判断し、次の適切なステップを決定できるよう、できるだけ速やかに告発をしていただくことです。

キャタレントは告発された懸念および誠実に行われた報告を、可能な限り秘密裏に扱います。誠意を持って懸念を通報した個人は、告発に対する報復から守られます。

報告内容には何を取り上げればいいのか？

問題を徹底的に調査できるよう、告発では、状況が許す限り、詳細で具体的な情報を提供していただきます（報告を匿名で行うかどうかは現地の法律の許す内容に準じます）。提出された報告はすべて事実に基づくものであるものとし、誰が、何を、いつ、どこで、またはなぜを記載していただければ、調査員は徹底的な調査をすることができます。事実内容には、以下のような内容が含まれます。

- あなた自身が何を見たかなど、懸念に関する背景と歴史（他の誰かから何を聞いたか、ということとは対極的な内容）。
- 関係者の名前、または誰が目撃者であるか、その出来事の発生日と発生場所。
- あなたの報告を裏付けする文書。
- その問題がなぜ懸念となったかの説明。

レポートにはできるだけ、非難内容や推論に基づく内容は記載しないでください。あなたは、全体像を知らないかもしれません。それは、証拠に基づいて結論に達するために、調査員が行う仕事で

す。

告発方法

すべての従業員が、実際の不正行為や予想される不正行為の懸念を、公然と直接、安心して、マネージャーやその上司に通報できることを願っていますが、選択肢はそれ以外にもあります。その他のチャンネルは次のとおりです。

サイトリーダーシップ
職場のリーダーシップチーム

人事部
職場の人事部長または人事部員。

ビジネスユニットリーダーシップまたはファンクショナルユニットリーダーシップ
あなたのビジネスユニットまたはファンクショナルユニットのリーダーシップチーム

内部監査部 14 Schoolhouse Road
Somerset, NJ 08873 USA
internal_audit@catalent.com

品質および規制部
14 Schoolhouse Road
Somerset, NJ 08873 USA
quality@catalent.com

法務コンプライアンス部
電話: +1 732 537 6412
Fax: +1 732 537 6491
14 Schoolhouse Road
Somerset, NJ 08873 USA
ethics@catalent.com

キャタレントの事業遂行ヘルプライン
CatalentMSW.com から、または電話にてご相談いただけます。

米国内	米国外
+1 800 461 9330	+1 720 514 4400

米国以外の国では、市内通話でフリーダイヤルの電話番号を利用できます。国別の番号は、www.CatalentMSW.com のドロップダウンメニューで確認してください。

通報関係者と通報に取り上げられた第三者の秘密保護のためにセキュリティ対応となっているこのチャンネルは、不正行為関連の懸念の報告に使用できます。これらの報告へのアクセス権限は、キャタレントの「倫理とコンプライアンス」グループ、および調査でその支援に回った個人に限定されています。不正アクセスは禁じられています。

EU Whistleblower Directive (“EUWD”) が適用される欧州連合 (EU) 在住で、地域担当者による懸念の調査を希望する個人向けに、キャタレントでは個人用の社内のローカルチャンネルを用意しています。この地域オプションは、www.CatalentMSW.com で懸念を報告するときの選択時に利用できます。懸念を報告する個人は、地域担当者に直接告発することもできます。キャタレントがあるEU各国の地域リソースのディレクトリは、SharePointの「倫理とコンプライアンス」サイトに用意してあります。さらに、調査の主導権をあなたが取りたい場合は、キャタレントの「倫理とコンプライアンス」グループを選択することもできます。ethics@catalent.com も選択できます。

キャタレントの取締役会
Corporate Secretary
Catalent, Inc.
14 Schoolhouse Road
Somerset, New Jersey 08873 USA
CorpSec@catalent.com

人によっては、上記のチャンネルでは、不正行為の懸念を伝えることができないと思われる状況があるかもしれません。そのような状況では、キャタレントの取締役会（「取締役会」）の議長または社外主任取締役、取締役会の監査委員会の委員長、または当社取締役のいずれかに、メールで、すぐ上のアドレスに問い合わせることができます。そのような通信には、機密と緊急の両方のマークをはっきりと付けておいてください。キャタレントの事務局長は、そのようなすべての通信を、懸念調査のため、「法務とコンプライアンス部」の「倫理とコンプライアンス」グループに従い転送します。

キャタレントでは、そのような懸念の報告には、社内チャンネルの使用を勧めています。EUWDには、キャタレント社外の追加オプションが2つ用意されています。1つは、内部告発者の苦情受け付けのためにEU各国で制定されている当局に報告するやり方です。キャタレントの拠点があるEU各国の該当する当局は、「倫理とコンプライアンス SharePoint」 ページにあるディレクトリで探してください。2つめの方法は、オンラインプラットフォームかソーシャルメディアに、または直接新聞で、一般に公開する方法です。一般に公開した人は、以下のいずれの状況でもEUWDのもとで保護を受けることができます：

- 報告が社内、または社外で行われたが、関連するEU各国の指定期間（国によって、3か月か半年）内に適切な対応が取られなかった。
- 報告当事者が、当該懸念によって、公益に差し迫った危険が生ずると判断した。
- EU 各国の個々の当局に懸念を報告すると、報復されるリスクがあるか、効果的な対処が取られる見込みが低い。

EU の特定の国の 国内法と、「所轄官庁」については、本ポリシーの付録を参照してください。

不正行為の疑いを匿名で報告することは、それが法的に許されている国では可能です。

私が懸念を報告すると何が起きますか？

キャタレントのチャンネルのいずれかで不正行為の懸念を提起すると、キャタレントでは、問題に速やかに対応します。懸念は、すべて受領後7日以内に承認されます。

キャタレントは、申し立てられた不正行為のすべての報告を慎重に調べます。申し立てに応じて、キャタレントは、客観的に事実を収集して確認し、法律、適用される規制、またはキャタレントのポリシーに対する違反があったかどうかを判断するために、社内または社外の調査員（または調査員チーム）を任命します。

調査は、すべての関係者に対して、独立した、公正で、偏りのない方法で行われます。キャタレントは、関連する法律と原則に従って徹底的な調査を行います。問題の詳細、あなたの身元、レポートで取り上げられた人の身元は、調査中、そして問題事案の終了後も、できるだけ秘密裏に取り扱われます。調査の詳細内容は、キャタレントの社内（または社外）で、その情報を知る必要のある関係者のみの間で共有されます。

適切な調査の実施、是正措置や予防措置の履行（CAPA）、あるいは司法プロセスや法的プロセスによる強制執行をする必要がない限り、キャタレント、「監査委員会」、そしてキャタレントの重役、役員、従業員のいずれも、(i) 懸念を報告した人の身元を明かさないこととし、その身元を秘密にしておくよう要請されます。あるいは (ii) 方法を問わず、匿名で報告した人の身元を突き止めることをせず、他の誰かが突き止めようとするのを許さないこととします。

調査員は証人を専門家としての立場で、尊厳と敬意を持って処遇します。調査の終了時に、調査員は、キャタレントの継続的な改善と、将来の不正行為のリスクを最小限に抑えるために、何らかの変更を推奨場合があります。報告された不正行為に関する懸念が立証されると、適切な是正措置によって状況を解決します。このような是正措置には、会社のポリシーの明確化、追加の研修、施設またはプロセスの変更、または懲戒処分などが

あります。

可能な限り、報告当事者には、必ず調査の状況と問題の結果が通知されます。報告関係者には、懸念報告後3か月以内に新たな情報が伝えられます。ただし、キャタレントには、懸念を報告した従業員をはじめ、すべての従業員、そして結果として面談や調査を受けた人々に対する、守秘義務があります。そのため、キャタレントは調査の進捗状況やその完了見込みのスケジュールを、報告当事者に継続的に通知することを目指します。一方、守秘義務やその他の法的配慮から、結果として実施される調査や懲戒処分に関して、詳細内容の一部を提供できない場合があります。

懸念は匿名で報告できますか？

キャタレントの「業務遂行ヘルプライン」 (www.CatalentMSW.com) で懸念を報告するとき、匿名で報告する機会が与えられます。キャタレントの「業務遂行ヘルプライン」は、独立したサードパーティベンダーが運営し、管理しています。この独立系企業は、キャタレントの従業員だけでなく、キャタレントとビジネスを行っている人や、キャタレントとそれ以外のやりとりをしている人が必要に応じて、キャタレントに対して匿名を維持しながら、懸念やインシデントを共有することを許可します。

以下に示したのは、キャタレントの「業務遂行ヘルプライン」を通じて使用できるさまざまな匿名レベルです：

- **完全に匿名を保つ：**キャタレントの独立系サードパーティベンダーには名前や連絡先を開示しない。
- **キャタレントに対して匿名を保つ：**独立系サードパーティベンダーには名前や連絡先を開示することを選択できますが、キャタレントには開示しません。このオプションでは、ベンダーは、キャタレントにはあなたの名前や連絡先情報を知らせることなく、秘密裏にあなたに連絡をとって、報告に関する追加情報を収集できます。
- **名前と連絡先情報を知らせる：**名前と連絡先情報を開示することに抵抗がなければ、両方をキャタレントと独立系サードパーティベンダーに知らせることができます。

匿名で報告することができますが、確実な、効率的調査を目指すなど、さまざまな理由で、キャタレントでは、非匿名の報告をお願いしています。

協力が必要です

すべての従業員の皆様には、キャタレントが指定した調査員に全面的に協力して、完全で真実の情報を提供していただくようお願いしています。調査に協力しなかったり、調査員に嘘をついたり誤解を招くような行為に及んだ従業員は、最高で、解雇などの懲戒処分の対象となります。

進行中の調査の存在を知らされた従業員や、その存在に気付いた従業員で、その調査に関連する可能性のある（議事録、メール、インスタントメッセージ、ファイル、メモ、写真、録音などの）記録を持っている従業員は、それらの記録を保管し、キャタレントと調査員に提供しなければなりません。関連する可能性のある記録や情報を故意に破棄するか、変更した従業員は、最高で解雇などの懲戒処分の対象となります。

報復は禁止です

キャタレントは、キャタレントのポリシー、法律、または規制に対する違反の疑いの誠実な報告や、そのような違反の疑いに対する調査への誠実な協力に対して行われるいかなる形態の懲戒、報復、脅迫、またはその他の仕返し行為も、これを厳禁しており、それらが容認されることはありません。報復を禁止するキャタレントのポリシーの詳細については、報復禁止ポリシーを参照するか、人事部担当者に連絡してください。

4. 捕捉情報

4.1 用語集

用語	説明
報復	法律、規制、キャタレントの「業務遂行基準」、またはその他キャタレントのポリシーまたは手順に対する違反の疑いについて誠実に報告した個人に対して、またはその個人に反応して取られた解雇、降格、不当に低い個人実績、またはそのような措置を取ると脅すこと、および仲間外れにする、孤立させる、嘲笑する、名誉毀損など、より狡猾な行為。懸念の報告を妨げたり、またはその調査の結果に影響を与えるような脅しまたは脅迫の使用は、本ポリシーの下で報復として扱われます。

4.2 参考文書

番号	詳細
1	業務遂行基準
2	上申基準
3	報復禁止のポリシー
4	公正な処遇ポリシー
5	内部告発ポリシー

4.3 ポリシーの承認

このポリシーは、次の個人が承認しました。

Yevgenia S. Kleiner(コンプライアンスおよび訴訟担当アシスタントゼネラルカウンシル)

Joseph Ferraro(SVP、ゼネラルカウンシル兼最高コンプライアンス責任者)

Ricardo Pravda (SVP、最高人事責任者)

Shetal Patel (内部監査担当VP)

Scott Gunther (SVP、品質および規制関連)

4.4 別表

なし	
----	--

1	フランスの内部告発
2	ドイツの内部告発
3	ベルギーの内部告発
4	イタリアの内部告発

5.0 改訂履歴

バージョン号	版更改日	ポリシー作成者	変更の概要
01	2021年7月12日	Yevgenia Kleiner、コンプライアンスおよび訴訟担当 アシスタントゼネラルカウンシル	原版
02	2023年3月23日	Bonne Leonard、マネージャー、法務、コンプライアンス Yevgenia Kleiner, アシスタントゼネラルカウンシル、コンプライアンスと 訴訟担当	EU Whistleblower Directiveの適用とキャタレントのニーズの高まりとプラクティスを受けてアップデート。

フランスの内部告発

所轄官庁

名称: French Defender of Rights (Défenseur des Droits)

懸念のタイプ: すべての懸念

連絡先: <https://equineteurope.org/author/france-dr/>

EUでは、誰もが制裁違反を匿名で報告できる外部チャンネルとして[EU Sanctions Whistleblower Tool](#)を用意しました。このツールは、<https://eusanctions.integrityline.com>にあります。

ドイツの内部告発

所轄官庁

- 名称： Für Gelder, Finanzmittel und Finanzhilfen
- 懸念のタイプ： 基金、金融、金融支援
- 連絡先： Deutsche Bundesbank
Servicezentrum Finanzsanktionen
D-80281 München
Tel.: (+49-89) 2889-3800
Fax: (+49-69) 709097-3800
<http://www.bundesbank.de/Navigation/DE/Service/Finanzsanktionen/finanzsanktionen.html>
- 名称： Für Güter, wirtschaftliche Ressourcen, technische Hilfe, Vermittlungsdienste, Dienstleistungen und Investitionen
- 懸念のタイプ： 商品、経済上の資源、技術アシスタンス、ブローカーサービス、サービスと投資関連
- 連絡先： Bundesamt für Wirtschaft und Ausfuhrkontrolle (BAFA)
Frankfurter Strasse 29-35
D-65760 Eschborn
Tel.: (49) 61 96 908 – 0
Fax: (49) 61 96 908 – 800
<http://www.ausfuhrkontrolle.info/ausfuhrkontrolle/de/embargos/>

EUでは、誰もが制裁違反を匿名で報告できる外部ツールとして[EU Sanctions Whistleblower Tool](#)を用意しました。

ベルギーの内部告発

所轄官庁

名称： Belgian Financial Intelligence Processing Unit (CTIF-CFI)

懸念のタイプ： 疑わしい金融取引の開示

連絡先： 55b1 Avenue de la Toison d'Or
B-1060 Brussels

Tel: + 32 2 533 72 11
Fax: + 32 2 533 72 00
E-mail: info@ctif-cfi.be

EUでは、誰もが制裁違反を匿名で報告できる外部チャンネルとして[EU Sanctions Whistleblower Tool](#)を用意しました。

イタリアの内部告発

所轄官庁

名称： Ministry of Foreign Affairs and International Cooperation

懸念のタイプ： 制裁における国内の重点事項。

連絡先： メール： dgmo-01@esteri.it

EUでは、誰もが制裁違反を匿名で報告できる外部チャンネルとして[EU Sanctions Whistleblower Tool](#)を用意しました。

イタリアでは、Legislative Decree 231/2001 (“Decree 231”)により、イタリアの各事業体は、Vigilance Committee (or “organismo di vigilanza”)として知られる独立系の監査委員会を持っています。Catalent’s Vigilance Committeesのどれかに懸念を直接報告しようとする人は、以下の連絡先にお問い合わせください：

Catalent Anagni S.r.l. (Anagni Site) Vigilance Committee:

Email: organismo.vigilanza@catalent.com

Mai: Organismo di Vigilanza
c/o Catalent Anagni S.r.l.
Località Fontana del Ceraso snc – S.P. 12 CASILINA N°41
03012 Anagni (FR)